[（仮　訳）　※本仮訳は参考であるため、正確な記述は原文を御参照ください。]

インドネシア共和国大統領
インドネシア共和国政府規則 2026 年第 40 号
ハラール製品保証分野の実施に関する政府規則 2024 年第 42 号の改正について
全能なる神の恩寵により
インドネシア共和国大統領は、

以下を考慮する。

a. ハラール製品保証に関する法律 2014 年第 33 号（直近では、雇用創出に関する法律 2022 年第 2 号に代わる政府規則の法制化に関する法律 2023 年第 6 号による改正を含め、数回改正された。）の第 21 条第(3)項、第 46 条第(3)項、第 47 条第(4)項、第 52 条、第 67 条第(3)項、第 48 条第 7 号、第 10 号、第 27 号および第 31 号の規定を実施するため、政府が、ハラール製品保証分野の実施に関する政府規則 2024 年第 42 号を公布したこと。
b. その後の状況の推移に鑑み、ハラール製品保証の必要性に対応し、ガバナンスの実効性を強化し、国民および事業者に法的確実性を与えるため、ハラール製品保証分野の実施に関する政府規則 2024 年第 42 号の実施について、なお改善を要すること。
c. 上記 a 号および b 号の考慮事項に基づき、ハラール製品保証分野の実施に関する政府規則 2024 年第 42 号を改正する政府規則を制定する必要があること。

以下を遵守する。

1. 1945 年インドネシア共和国憲法第 5 条第(2)項。
2. ハラール製品保証に関する法律 2014 年第 33 号（インドネシア共和国官報 2014 年第 295 号、インドネシア共和国官報追補第 5604 号）。直近では、雇用創出に関する法律 2022 年第 2 号に代わる政府規則の法制化に関する法律 2023 年第 6 号による改正を含め、数回改正された（インドネシア共和国官報 2023 年第 41 号、インドネシア共和国官報追補第 6856 号）。
3. ハラール製品保証分野の実施に関する政府規則 2024 年第 42 号（インドネシア共和国官報 2024 年第 229 号、インドネシア共和国官報追補第 6998 号）。

以下を決定する。

制定事項：ハラール製品保証分野の実施に関する政府規則 2024 年第 42 号を改正する政府規則

第 I 条

ハラール製品保証分野の実施に関する政府規則 2024 年第 42 号（インドネシア共和国官報 2024 年第 229 号、インドネシア共和国官報追補第 6998 号）の一部規定を、次のとおり改正する。

1. 第 160 条を次のとおり改正する。

第 160 条

(1) 中規模・大規模事業者については、食品、飲料、と殺産物、およびと殺サービスに係るハラール認証取得義務の段階的実施期間は、2019 年 10 月 17 日から 2024 年 10 月 17 日までとする。

(1a) 第(1)項に定めると殺サービスを除き、食品、飲料およびと殺産物に関するサービス製品に係るハラール認証取得義務は、2028 年 10 月 18 日から開始する。

(2) 小規模・零細事業者については、食品、飲料、と殺産物、およびと殺サービスに係るハラール認証取得義務の段階的実施期間は、2019 年 10 月 17 日から 2028 年 10 月 17 日までとする。

(3) 外国産の食品、飲料、と殺産物、およびと殺サービスに係るハラール認証取得義務は、ハラール認証の相互承認に関する協力の完了を考慮した上で、2028 年 10 月 18 日から開始する。

(4) 削除。

2. 第 161 条を次のとおり改正する。

第 161 条

(1) 第 159 条第(2)項で定めたもの以外の製品のハラール認証取得義務の段階的実施は、下記のとおりである。

a. 自然薬、医薬部外品、および健康補助食品：2021 年 10 月 17 日から 2028 年 10 月 17 日まで

b. 一般用医薬品および限定一般用医薬品：2021 年 10 月 17 日から 2029 年 10 月 17 日まで

c. 向精神薬を除く処方薬：2021 年 10 月 17 日から 2034 年 10 月 17 日まで

d. 化粧品、化学製品、および遺伝子組換え製品：2021 年 10 月 17 日から 2028 年 10 月 17 日まで

e. 衣類、頭にかぶるもの、およびアクセサリーの区分に属する消費者向け物品：2021 年 10 月 17 日から 2028 年 10 月 17 日まで

f. 家庭用健康用品、家庭用機器、イスラム教徒向けの礼拝用品、文房具、および事務用品の区分に属する消費者向け物品：2021 年 10 月 17 日から 2028 年 10 月 17 日まで

g. 適用法令に基づくリスククラス A の医療機器の区分に属する消費者向け物品：

2021 年 10 月 17 日から 2028 年 10 月 17 日まで

h. 適用法令に基づくリスククラス B の医療機器の区分に属する消費者向け物品：2021 年 10 月 17 日から 2029 年 10 月 17 日まで

i. 適用法令に基づくリスククラス C の医療機器の区分に属する消費者向け物品：2021 年 10 月 17 日から 2034 年 10 月 17 日まで

j. 原材料がハラール原料に由来していない、および／またはその製造方法が適用法令に基づくハラールではない医薬品、生物由来製品および医療機器

(2) 第(1)項の a、b、c、d、e および f に定める製品に関連するサービス製品に係るハラール認証取得義務の段階的実施は、それぞれの製品について規定されている段階的実施スケジュールに従って開始される。

(3) 事業者は、食品、飲料、と殺産物、およびと殺サービス以外の製品について、第(1)項で定める段階的実施期間の前であれば、ハラール認証を申請することができる。

第 II 条

1. 本政府規則の施行にあたり、次の措置を講ずる。

a. ハラール製品保証分野の実施に関する政府規則 2024 年第 42 号に係るすべての施行規則は、本政府規則に適合するよう調整する。

b. インドネシア領域内に入る外国のハラール製品の適合性確保に関する法令に定める、外国のハラール製品の適合性確保に関する規定は、廃止され、かつ、適用されなくなることを宣言する。

2. 本政府規則は、その公布の日から施行する。

一般に周知するため、本政府規則をインドネシア共和国官報に掲載して公布することを命ずる。

2026 年 10 月 14 日、ジャカルタにおいて制定
インドネシア共和国大統領
署　　名
プラボウォ・スビアント

2026 年 10 月 14 日、ジャカルタにおいて公布
インドネシア共和国国家官房長官
署　　名
プラセティヨ・ハディ

インドネシア共和国官報 2026 年第 156 号

本写しは原本に沿っている
インドネシア共和国 国家官房
法務行政担当次官
（印と署名）
リディア・シルヴアナ・ジャマン

解　　説
ハラール製品保証分野の実施に関する政府規則 2024 年第 42 号の改正に関するインドネシア共和国政府規則 2026 年第 40 号

I.　総　　論
1945 年インドネシア共和国憲法は、すべての国民がそれぞれの宗教を信仰し、その宗教および信条に従って礼拝することを保障している。この保障を行うため、国は、国民が宗教上の要件に適合する製品を取得し使用するに際して、保護および法的確実性を与える義務を負う。ハラール製品保証（JPH）は、国民がハラール製品を取得し使用することを可能にするための保護の一形態であり、JPH の実施に法的確実性を与える国の取組の一部でもある。

JPH の実施は、ハラール製品保証分野の実施に関する政府規則 2024 年第 42 号により規定されている。実際には、特に、事業者の準備状況、ハラール審査機関（LPH）、ハラール監査人およびハラール製品プロセス（PPH）支援員の能力、支援インフラの利用可能性、サプライチェーンの準備状況、並びに相手国との相互承認協力の準備状況に関して、なお調整を要する事項がある。また、ハラール認証取得義務の段階的実施期間が 2026 年 10 月 17 日に終了する製品群があることから、JPH エコシステムの準備状況を考慮しつつ、同義務を実効的に履行できるよう調整する必要がある。

以上を踏まえ、事業者およびすべての利害関係者がハラール認証取得義務への対応を準備するための十分な時間を確保し、JPH の実施を強化するため、政府規則 2024 年第 42 号を改正する必要がある。本改正では、特定の製品群についてハラール認証取得義務の段階的実施期間を 2028 年 10 月 17 日まで調整するとともに、制度的能力、人材、インフラおよびハラールサプライチェーンにおける技術基準を含むハラール認証の実施を強化する。こうした調整は、ハラール認証取得義務を廃止するものではなく、同義務を実効的かつ段階的に履行し、国民および事業者に法的確実性を与えるための措置である。

II.　逐条解説
第 I 条
　　第 1 号

第 160 条

第(1)項

明確である。

第(1a)項

明確である。

第(2)項

明確である。

第(3)項

外国産の食品、飲料、と殺産物、およびと殺サービスに係るハラール認証取得義務が 2028 年 10 月 18 日から開始されることに伴い、国外からの輸入は、関税および貿易分野の法令に従って実施される。

第(4)項

削除。

第 2 号

第 161 条

明確である。

第 II 条

明確である。

インドネシア共和国官報追補第 7202 号